十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(案)新旧対照表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七

 \bigcirc 六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十 (抄)

(傍線部分は改正部分)

百六十四 二―(二―フルオロフェニル)―三―メチルモ百五十~百六十三 (略)―N―フェニルブタンアミド及びその塩類	<u>+四~百四十八 (略)</u> <u>イル)シクロヘキサノン及びその塩類</u> <u>十三 二―(エチルアミノ)―二―(チオフェン</u>	十六~五十二 (略)	ル―三―カルボキサミド及びその塩類	条 (略)
(新設) 百四十六 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7	: 一 一	十四~五十 (略) (新設)	(新)	第一条 (略) 現 行

一一~『第二条 (略)(医療等の用途) 百六十二 五. 百九 _ | | | | | 含有する物 フォリン及びその塩類 メチル 略) 略 (略) 略 略 そ ル 五~二百 ~二百六十二 0 ルボキシラー メチル 塩類 チ ク オ チ 八一アザビシク フ 口 = | びこれらを エ ア キ 3 略) サ ト及びその塩類 (略) 口 兀 用 除 掲 学 略 限る。 き げ 途 略) 用 略 略 術 ジ る者に する場 研 (ただ ク かつ、 究 口 又 口 お L は フ 以外 試 け エ の身 る場 験 第 オクタン 検 ル 体 合 号 査 を \mathcal{O} 第 ー〜四 (略) ^{宋二条} (略) (医療等の用途) 五. 百六十~二百三 二百四~二百五十六 (新設) メ 有する物 る 塩 N インダン―二― (略) (新設) (略) 略 類 ン 1 物 ン―二―アミン、! 及 チ び れ 5 いを含有、 アミン、 匹 すのロ 応を起こさせる用 応を起こさせる用 元素又は化合物 元 新設 素 略 略 又は化合物 用途に化学反 に 途化 学 文